

議案第30号

墨田区教育委員会教育長任命の同意について

上記の議案を提出する。

令和3年9月30日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区教育委員会教育長任命の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、下記の者を墨田区教育委員会教育長に任命したいので、その同意を求める。

記

住 所 東京都足立区扇一丁目55番32号

氏 名 加 藤 裕 之

生年月日 昭和32年2月9日

所属政党 無所属

（提案理由）

令和3年9月30日をもって任期満了となる教育委員会教育長の後任者を任命する必要がある。

(参考)

加藤裕之 略歴

現住所 東京都足立区扇一丁目55番32号

生年月日 昭和32年2月9日

学歴 中央大学法学部法律学科卒業（昭和56年3月）

職歴 東京都庁入庁（昭和56年12月）

東京都立青鳥養護学校事務室長（平成12年8月－平成15年5月）

東京都教育庁学務部副参事（都立高校改革推進担当）（平成15年6月－平成18年3月）

東京都教育庁学務部学校経営指導担当課長（平成18年4月－平成19年5月）

東京都教育庁学務部高等学校教育課長（平成19年6月－平成22年6月）

東京都中部学校経営支援センター所長（平成22年7月－平成24年3月）

東京都教育庁人事企画担当部長（平成24年4月－平成25年6月）

東京都教育庁人事部長（平成25年7月－平成27年9月）

墨田区教育委員会教育長（平成27年10月－現在）

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）（昭和31年法律第162号）

(任命)

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項第2号及び第5項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。